



2025年7月7日

各 位

会 社 名 黒 田 グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 細 川 浩 一
(コード番号：287A 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 社 長 室 長 半 田 久 雄
(TEL 03-6685-5115)

株式の売出し、親会社及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2025年7月7日開催の取締役会において、以下のとおり、当社普通株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。また、当該当社普通株式の売出しに関連して、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

記

I. 株式の売出し

1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 24,764,800 株
- (2) 売 出 人 ケイエム・ツー・エルピー
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年7月16日(水)から2025年7月22日(火)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMB C日興証券株式会社、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。引受人の買取引受けによる売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。

ご注意：この文書は、当社の普通株式の売出し、親会社及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (6) 受 渡 期 日 2025年7月24日(木)から2025年7月29日(火)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役細川浩一に一任する。

2. 株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記【ご参考】2.をご参照)

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 3,714,700株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われぬ場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、SMBC日興証券株式会社が当社株主であるケイエム・ツー・エルピー(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役細川浩一に一任する。

ご注意：この文書は、当社の普通株式の売出し、親会社及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 株式の売出しの目的

当社は、2024年12月17日に東京証券取引所スタンダード市場への上場を果たしました。ケイエム・ツー・エルピーは、当社普通株式の東京証券取引所への上場以来、親会社及び主要株主である筆頭株主として当社普通株式を保有していましたが、この度、その保有する当社普通株式全株を売却したい旨の意向が確認されました。当社として最適な株式売却の手法を検討した結果、当社普通株式の流動性の向上及び株主層の拡大を図る観点から、本売出しを実施することといたしました。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、3,714,700株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として貸株人より付与されます。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシュエーションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

SMB C日興証券株式会社がグリーンシュエーションを行使する場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は

ご注意：この文書は、当社の普通株式の売出し、親会社及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

安定操作取引及びシンジケートカバー取引に関して、SMB C日興証券株式会社は野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売価格等決定日が2025年7月16日(水)の場合、「2025年7月19日(土)から2025年8月15日(金)までの間」
- ② 売価格等決定日が2025年7月17日(木)の場合、「2025年7月23日(水)から2025年8月21日(木)までの間」
- ③ 売価格等決定日が2025年7月18日(金)の場合、「2025年7月24日(木)から2025年8月22日(金)までの間」
- ④ 売価格等決定日が2025年7月22日(火)の場合、「2025年7月25日(金)から2025年8月22日(金)までの間」

となります。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関し、当社は、共同主幹事会社に対して、売価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(株式分割による新株発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の普通株式の売出し、親会社及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

II. 親会社及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

2025年7月7日開催の取締役会において決議いたしました前記「I. 株式の売出し 1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に伴い、ケイエム・ツー・エルピーが当社の親会社及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主に該当しないこととなる見込みであります。

2. ケイエム・ツー・エルピーの概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 名称 | ケイエム・ツー・エルピー |
| (2) 所在地 | PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands |
| (3) 設立根拠等 | ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく LPS (Limited Partnership) |
| (4) 業務執行組合員の概要 | 名称 KM2 GP, Inc.
所在地 PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
代表者の役職・氏名 ディレクター
ブライアン・ビョンソク・ミン
事業内容 投資業
資本金 50,000 米ドル |
| (5) 国内代理人の概要 | 名称 MBK パートナーズ株式会社
所在地 東京都港区虎ノ門2-6-1
虎ノ門ヒルズステーションタワー18階
代表者の役職・氏名 代表取締役 池田 大輔
事業内容 経営コンサルティング業務
資本金 10,000,000 円 |
| (6) 上場会社と相手先の関係 | 上場会社と相手先の間の出資の状況 ケイエム・ツー・エルピーは当社普通株式 28,479,580 株（議決権所有割合 67.11%）を保有しております。（2025年7月7日現在）
上場会社と業務執行組合員の関係 該当事項はありません。
上場会社と国内代理人の関係 ケイエム・ツー・エルピーを間接的に運営する MBK パートナーズ株式会社から、社外取締役 2 名を受け入れております。（2025年7月7日現在） |

ご注意：この文書は、当社の普通株式の売出し、親会社及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 異動前後におけるケイエム・ツー・エルピーの所有する議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合 (注) 1			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2025年7月7日 現在)	親会社及び 主要株主で ある筆頭株 主並びに主 要株主	284,795 個 (28,479,580 株) 67.11%	—	284,795 個 (28,479,580 株) 67.11%	第1位
異動後	—	0 個 (80 株) 0.00% (注) 2	—	0 個 (80 株) 0.00% (注) 2	—

(注) 1. 異動前及び異動後の議決権所有割合は、2025年3月31日現在の発行済株式総数 44,683,980 株から、議決権を有しない株式として 2025年3月31日現在の自己株式 2,234,000 株及び単元未満株式 12,480 株を控除した総株主の議決権の数 424,375 個を基準として算出しております。また、大株主順位は、2025年3月31日現在の株主名簿による株主順位に基づくものであります。

2. 異動後の議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合は、前記「I. 株式の売出し 1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにより売却される 247,648 個（24,764,800 株）及び前記「I. 株式の売出し 2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのために S M B C 日興証券株式会社に対して貸出される上限数である 37,147 個（3,714,700 株）を控除して算出しております。

3. 議決権所有割合については、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

4. 異動年月日

2025年7月24日（木）から2025年7月29日（火）までの間のいずれかの日（前記「I. 株式の売出し 1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日）

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はございません。

6. 今後の見通し

今回の親会社及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動による業績及び取引関係等への影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の普通株式の売出し、親会社及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。